

医療法人社団桜友会所沢ハートセンター倫理委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、医療法人社団桜友会所沢ハートセンターにおいて実施される、人を直接対象とした医学的・生物学的・社会医学的研究及び医療行為は(以下、「研究等」という)がヘルシンキ宣言(1964年世界医師会ヘルシンキ総会採択、1975年同東京総会改訂)の趣旨に添い、倫理的配慮が図られているかどうかを審査することを目的とする。

(倫理委員会の設置)

第2条 前条の審査について必要な審議を行うために、所沢ハートセンターに倫理委員会(以下「委員会」という。)を置き、第6条第6項の判定を院長に具申するものとする。

(委員会の構成等)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 副院長、臨床研究部長、事務長
- 二 医師・看護師・事務担当職員
- 三 院外の医学・薬学以外の学識経験者

2 委員長は副院長とし、会務を総括する。

3 委員長に事故があるときには、臨床研究部長がその職務を代理する。

4 第1項第2号の委員は、委員長が指名する。

5 委員長は、必要に応じ、構成員以外の者を委員会に出席させ意見を述べさせることができる。

(委員会の職務)

第4条 委員会は、院長から諮問された研究等計画の内容を、次の各号に掲げる事項に注意して審議するものとする。

- 一 研究等の対象となる個人の人権の擁護のための配慮。
- 二 当該個人(本人または家族)の理解と同意を得ること。
- 三 研究等によって生ずる当該個人の不利益および危険性に対する配慮。

(審査の申請)

第5条 審査を申請しようとする者は、様式1による申請書に必要事項を記入し、詳細を記載した計画書を添付した上で、総務課を通じ、院長に提出しなければならない。

(委員会の開催及び議事)

第6条

- 1 院長は、第5条に基づく申請があった場合及び院長が必要と認めた場合、委員会に諮問し、委員長は委員会を開催し当該事項について審議しなければならない。
- 2 委員会は委員の過半数が出席し、かつ、委員長及び第3条第1項第3号の委員の出席が無ければ開くことができない。
- 3 委員会の審査の判定は原則として出席者全員の同意によって決する。
- 4 委員会の審議にあたっては、申請者の出席を求め、申請内容等の説明を受けることができる。ただし、申請者は審議および審査の判定に加わることはできない。
- 5 委員会は非公開とするが、審議の結果は所沢ハートセンターのホームページに公開すると共に、厚生労働省臨床研究倫理審査委員会報告システムに登録する。
- 6 審査の判定は次の各号に掲げる表示による。
 - 一 承認
 - 二 条件付き承認
 - 三 不承認
 - 四 継続審査
 - 五 非該当
- 7 委員会は、審議終了後速やかにその内容と審査の判定結果について議事録を作成し、院長に報告するものとする。

(判定の通知)

- 第7条 院長は委員会の前条第7項の報告に基づいて判定し、その判定を様式2によって申請者に通知しなければならない。
- 2 前項の通知をするにあたっては、審査の判定が、第6条第6項第2号、第3号、第4号及び第5号である場合は、その理由等を記載しなければならない。

(異議申し立て)

第8条 申請者は前条第1項の判定及び前条第2項の理由等に異議がある場合は、前

条第1項の通知を受理した日の翌日から起算して2週間以内に、委員会にその理由を付して再審査請求をすることができる。委員会は再審査請求内容を検討し、再度、判定を行う。

(迅速審査)

第9条 申請された研究計画について、委員長が以下のいずれかに該当すると判断した場合は、迅速審査を行うことができる。ただし、いずれかの委員が、迅速審査によらず委員会開催のうえ審査すべき旨意見等がある場合には、委員会開催のうえ審査を行う。

- 一 既に委員会において承認されている研究計画の軽微な変更
 - 二 既に委員会において承認されている研究計画に準じて類型化されている研究計画
 - 三 共同研究であって、既に主たる研究機関若しくは中央の倫理審査委員会で十分な検討が行われ承認を受けた研究計画で迅速性が求められるもの
- 2 委員は、判定結果及び意見等について、委員長に報告するものとする。
- 3 委員長は、委員からの判定結果及び意見等を取りまとめのうえ、その結果を院長に具申するものとする。また、委員長は審査結果について委員全員に報告しなければならない。

(受託研究取扱規程との関係)

第10条 当院において実施される医薬品等の臨床研究のうち、治験薬などの取扱については、当院受託研究取扱規程に定めるものとするが、本倫理委員会の趣旨を尊重するものとする。

(審査の証明)

第11条 研究等に係る論文の雑誌掲載等に関して、必要な倫理審査の証明は委員会が認定したうえで、院長が行う。

(事務局)

- 第9条 事務局は、総務課に置く。
- 2 事務局は委員会の運営に関する事務にあたるものとする。